



## 7. 備 考

- (1) 本校から推薦することが決定しても、奨学生としての採用の可否は上野教育文化財団での選考のうえ決定されます。また、財団が選考に必要と認めた場合は選考委員による面談を実施することがあります。
- (2) 奨学生として採用された場合、年2回の生活状況報告書の提出及び、年1回の交流会参加の義務があります。
- (3) 退学または停学その他の処分を受けた時には、奨学金の給付を打ち切りまたは停止されることがあります。

<書類提出先・問い合わせ先>

広島商船高等専門学校 学生課学生係

〒725-0231

広島県豊田郡大崎上島町東野4272番地1

TEL 0846-67-3023 (ダイヤルイン)